

第2回保健福祉審議会議事録

開催日時：令和4年12月22日（木） 14：00～15：36

開催場所：太子町庁舎 議会棟2階 常任委員会室

協議事項：議題1 地域福祉計画
議題2 地域保健推進計画（第3次）・食育推進計画（第2次）

出席委員：龍田孝夫委員 福本潤委員 山田隆昭委員 浪花いづみ委員 長谷川節男委員
蔵屋正之委員 西脇英子委員 小田久美子委員 武田英樹臨時委員

欠席委員：開発直明委員 岡本功臨時委員

事務局：嶋津一弥生活福祉部長 重末素子副課長

説明員：北陽一郎社会福祉課長 山本朋愛係長
谷口美香さわやか健康課長 小河摩佐子係長 福井敬子係長

発言者	内 容
事務局	定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第2回太子町保健福祉審議会を始めます。本日の司会は社会福祉課 重末が務めさせていただきます。本日の審議会は、お手元に配付しております次第に従いまして、進めさせていただきます。なお、コロナ禍により、会議時間は1時間半程度を予定しています。それでは、審議会の開会にあたりまして、蔵屋会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
蔵屋会長	委員の皆さまにおかれましては、年末のお忙しい中、第2回太子町保健福祉審議会にご出席賜りありがとうございます。本日の審議会では、前回からの審議継続としております2件の案件につきまして、審議いただくこととなります。忌憚のない意見を出していただきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。本審議会は臨時委員を含め、11名の委員で構成されております。本日は9名の委員に出席をいただいております。太子町保健福祉審議会条例第6条第2項「審議会は委員の2分の1以上の者が出席しなければならない」という規定を満たしており、本会議が成立していることを報告させていただきます。なお、開発委員及び岡本委員からは、本日欠席の連絡をいただいております。それでは、審議に入らせていただきます。議長は、審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長を務めることとされておりますので、これからの議事進行につきましましては、蔵屋会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
蔵屋会長	ただいまより審議会を開会します。委員の皆さまには、改めましてご協力

説明員	の程よろしく願いいたします。ここで、審議に入る前に、本日の審議会の議事録の署名委員を審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、議長より指名させていただきます。署名委員は、長谷川節男委員、浪花いづみ委員にお願いします。それでは、諮問がございました2件の議案につきまして、皆さまで審議していただきます。本日の説明員は、議案1につきましては、社会福祉課職員が行います。説明員として、北課長、山本係長の出席を求めています。議案2につきましては、さわやか健康課職員が行います。説明員として、さわやか健康課谷口課長、小河係長、福井係長の出席を求めています。はじめに、議案1「太子町地域福祉計画」について、前回に引き続き審議をしますので、説明員より説明をお願いします。 社会福祉課より「太子町地域福祉計画」についてご説明をさせていただきます。前回の審議会におきまして、委員の皆さま方から多数のご意見をいただきました。計画にSDGsの視点を盛り込んでみてはいかがかということと、社会福祉協議会の存在意義を示せるような意見をということ、また、地域のNPO団体を発掘して連携していくといったこと、横断的な組織体系を持って取り組むこと、そして、地域福祉計画における住民の役割についてということ等を踏まえた内容にしていきたいと思いますというご意見をいただきました。前回は計画の素案という形で、その骨子についての資料を策定させていただきましたので、骨子に基づいて、今度は計画書といった形で少し細部を整えてご意見を踏まえた形で整備したものをお送りさせていただいたところでございます。事前にお送りさせていただいたところで網掛けの部分がございましたが、内容的に、今回新たに追加修正を行わせていただいたところでございます。では、前回の資料からの変更について、担当からご説明をさせていただきます。 では、説明させていただきます。最初に町長のご挨拶を入れております。続きまして、1ページの「計画策定の趣旨」につきましては、基本的に内容としては前回ご提示したものと変わりませんので、先ほど北課長が申しましたとおり整えていった形になります。2ページ目の「計画の位置づけ」につきましては、前回、図示はしてなかったのですが、図示をすることでわかりやすいものに変えております。3ページ目からは、前回お示しした本町を取り巻く状況になりますので、変更点はございません。12ページからになりますが、「地域生活課題の抽出」という章を作っております。これが前回なかったところですが、今現在の日本の状況や人口減少・少子高齢化の状態であるとか、暮らしていく上での課題の複雑化・複合化、人と人とのつながりの希薄化等を明記することで、この地域福祉計画がどのような位置づけで、なぜ必要なのかということが分か
------------	---

りやすくなるように作っております。13ページについては、背景のイメージを図式化して掲載しております。「困った時はお互いさま」、「家族や近所で面倒をみる」といった時代から社会環境が変化し、公的支援制度が充実していくことで、人材不足、8050問題、核家族化もそうですが孤立化すること、縦割りの支援になっていくという課題がありまして、健康寿命が延び、生涯現役で活躍していただくような時代になったことで、行政や町民の皆さま方みんな「地域共生社会」を作っていく時代が到来しているということを掲載しております。2番『「地域共生社会」の実現に向けた動き』のところに介護の分野は以前から言われていましたが、「我が事・丸ごと」という表現があります。一般的には普及はしきっていないと思いますが、自分事としてとらえて、社会の問題に向き合っていこうという呼びかけを行っている中で、地域福祉計画においてそれを明記することで、町民の皆さま方にも広くお伝えをしていこうとしております。続きまして、14ページからは前回お示ししておりました「町民アンケート」になります。「住民アンケート」とさせていただいていたところを統一して「町民アンケート」に変えております。他は変更ございません。74ページからが計画の本体になりまして、第4章「計画の基本的考え方」として「基本理念」や「基本方針」を挙げております。基本理念については、前回盛り込んでいなかった部分になりますが、計画策定のうでで目標とする部分、「一人ひとりが地域の中で輝き、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、共に支え合うまち」づくりをしていきたいという理念を掲げております。基本方針については前回と変わっておりません。次に76ページの「基本目標」も前回なかったところになりますが、総合計画の基本政策を取り入れながら、四つの基本目標に基づいて計画を推進していく目標になっております。1番が「地域・人をつなぐ仕組み・体制をつくる」、2番目が「地域福祉の担い手を育てる」、3番目が「利用しやすいサービスを提供する」、4番目が「安心・安全な暮らしを守る」というものにしております。次に4番が「施策の体系」になりまして、前回A3の両面刷りで提示させていただいているものを形を変えて抜粋して載せているもので、内容の変更はございません。この中身は78ページ以降になりまして、それぞれ体系について、施策目標と施策内容を掲載しております。このひとつの体系の後半以降で具体的にどういうことを太子町としてはしていきたいか、町民の皆さま方の意識づけについて掲載しておりますので、説明させていただきます。82ページの「圏域の考え方と重層的支援体制」については、前回提示していないものになります。少し詳しく説明させていただきます。地域福祉計画の「地域」という範囲についてどういう考え方を持つか

というところから始めております。おおむね3つの圏域に区分し、それぞれの特性を踏まえた福祉の推進を図るということを書いております。また、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築を推進するため「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援が相互に重なり合いながら、ご本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指していくものになります。圏域のイメージ図を「小地域」「日常生活圏域」「町全体」という形で載せております。それぞれの圏域でできることを考え、「小地域」については自治会や民生委員児童委員、老人クラブ、近隣住民などにより、身近な関わりの中で日常的な見守りや支え合いを進める圏域、「日常生活圏域」は中学校がある地区単位で地域活動団体などが主体となり、地域が抱える福祉課題に対応した取り組みを推進する圏域、「町全体」としては、福祉施策を推進するとともに、日常生活圏域、小地域における主体的な活動を支援し、活動しやすい環境づくりを推進する圏域としております。参考としまして、日常生活圏の中学校区単位の自治会数、民生委員児童委員数、主任児童委員数、ふれあいサロン数を載せております。続きまして、83ページに重層的支援体制整備事業の説明をしております。地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された社会福祉法において創設された事業になり、既存の高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮の相談支援等の取り組みを構築するための「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三分野を柱としています。個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人やその家族など周囲の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施し、地域を面でもとらえた地域づくりに向けた支援をすることによって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することを目的としています。個別支援と地域に対する支援の両面から人と人のつながりを基盤としたセーフティーネットを強化し、これらを一体的に行うことで、本人・支援者・地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、その関係性が一人ひとりの自律的な生活を支えるセーフティーネットとなるよう体制づくりに取り組みます。重層的支援体制整備事業というのが、名称として新たに生まれたと考えた方が分かりやすいかと思いますが、今まで高齢者であれば地域包括や高年介護課、障害者、子ども子育てや生活困窮といった分野であれば社会福祉課、教育であれば教育委員会というような縦割り行政とよく言われますが、分野別の対応について、横断的なとらえ方をして一体的に支援

をしていこうというものを整えた事業が重層的支援体制整備事業になります。その中身について「相談支援」と「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」というおおまかな分野に分かれて推進していこうということになります。84ページに、では太子町では今どうなっていて、欠けているものがどれかというのを明記した図が重層的支援体制整備事業という表になります。左側には、既存と新規という言葉を入れておりまして、既存というのが今現在太子町で行っているものです。1番と3番については、基本的に実施している事業になります。1番の相談支援については、事業内容になりますが、「福祉事務所未設置市町村による相談事業」「相談支援」「子ども家庭総合支援拠点」「地域包括支援センター」「利用者支援事業」これらを実施しているのが社会福祉課、高年介護課、さわやか健康課になります。3番の地域づくりに向けた支援については、「生活困窮者等のための地域づくり事業」があるのですが、こちらは未実施になっております。「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」も社会福祉課と高年介護課が行っておりまして、「生活困窮者等のための地域づくり事業」については社会福祉法人に委託を検討していきたいと思っております。新規事業の2番「参加支援」が未実施の事業になっております。主な内容としましては、町民の方々に支援していくために何が必要かを考える支援会議と呼ばれるものを町全体で開くことで本当に必要な支援を提示していくという考えになります。それには、アウトリーチと言われる訪問をし、相談支援の調整を行うといった今まで実施していた事業もまとめるイメージで、主管課をどこに置くかもこれから考えていくことになりますが、太子町として来年度以降、この事業に取り組んでいきたい。それには、社会福祉協議会の存在や前回武田委員からのご提案があった法人格を持たない法人の協力を求めていくことで事業としてよりよいものになるようにしていきたいと考えております。85ページになります。計画の進捗管理については、だいぶん浸透してきたかと思いますが、PDCAサイクルをもとに計画、実行、点検、見直しを行うことで効果を図っていききたいと明記しております。続きまして、86ページ、こちらが冒頭で申し上げましたSDGsの実現に向けて、地域福祉計画の策定に向けて取り入れた目標について、1番から17番まで掲載しております。表紙には図を掲載予定です。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と幸福を」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」「平和と公正をすべての人に」「パートナーシップで目標を達成しよう」というものを掲げております。87ページ以降が「施策の展開」になります。

す。基本目標ごとに事業内容をくわしく載せておりまして、ページの初めには関連SDGsも掲載しております。この中身ですが、前回提示させていただいた施策の展開をそれぞれ個別に取り出して詳しく説明をしているものになります。前回掲載していなかった事業を掲載していることや町民の方に期待する役割を掲げていること、評価指標を掲載できる限りのものを選んで掲載しているところが特徴になります。「1-1 包括的・重層的な支援体制の構築・強化」につきましては、現状と課題を掲載したうえで町の取り組み内容のところですが、『「すべての子どもとその家庭および妊産婦に対し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援を行う「子育て応援室」と、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センターひだまり」の利用を促進するとともに、新たに統括支援員を配置した「こども家庭センター」を設置します。』というのが、前回の計画にも少し挙がっていましたが、社会福祉課とさわやか健康課が一体的になって行う事業であるため一つに統合して掲載しています。88ページの「生活に困窮している人からの窓口や電話によるさまざまな相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、生活困窮者相談支援事業の充実や利用促進と、支援のための地域づくり事業を実施します。」という項目を新たに掲載しております。こちらにつきましては、令和3年度から社会福祉協議会に社会福祉課から委託しており、新たに追加して掲載しております。前回、社会福祉協議会の役割等の記載が少ないというご意見をいただいたのですが、それを受けまして、漏れていた部分を主に掲載した事業になります。次の「障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、障害者相談支援事業を町内の相談支援事業所に業務を委託するとともに、相談支援専門員を配置した基幹相談支援センターを立ち上げ、より専門的で総合的な相談業務や地域の相談支援体制の強化を図ります。」という項目についても追加しております。その下の「属性、世代、相談内容などに関わらず相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い抱える課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行うとともに、各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。」という項目も新たに追加しております。続きまして、「(2) 重層的な地域連携ネットワークの構築」につきましては、「庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例などに対する連携的な支援や会議の開催など、情報共有や包括的な支援の推進に取り組みます。」という項目も新たに掲載しております。89ページの「法人連絡協議会（ほっとかへんネット）への加入を検討し、社会福祉協議会」と掲載しておりますが、この表現を社会福祉法人とするか社会福祉連絡協議会とするか適切な表現を検討したいと考えてお

ります。続けて「連携を図ることで、より包括的な支援に繋がるよう取り組みます。」という項目を掲載しております。こちらは、武田委員にご指摘をいただいております西播磨管内では太子町だけが加入していないというところですが、社会福祉協議会に伺いましたら、来年度加入を考えているということでしたので、掲載しております。次に「町民・地域に期待する役割」を掲載しております。内容としては、意識づけを持っていただきたいという表現にしており、地域で困っている人がいたら行政につないでいただきたいとか、地域で見守りをしてもらえることがあれば見守りを願うことなどをメインに書いております。評価指標につきましては、すべての事業項目について指標を上げることがかなり難しいので、指標として上げられるものを総合計画と整合性を図りながら、抽出して掲載しております。件数が増える方が、事業の拡大につながるものであったり、件数を維持することで事業の展開を図るものもありますので、必ずしも数値が伸びているものばかりではないんですが、増やしていけるものは増やし、維持できるものは維持するという目的で掲載しております。続きまして、90ページ、「(2) 町民同士の交流拠点の充実」のところで、取り組み内容の「不登校やひきこもりなどの社会的孤立状態にある人などが、気軽に集うことができる居場所をつくり、地域や社会と関わることのできる参加支援事業の実施に取り組みます。」という事業を載せております。こちら令和3年度から生活困窮者自立支援事業と合わせて社会福祉協議会に委託しております。ひきこもり支援事業のことを掲載しています。前回から漏れていましたので、追記しております。続きまして、93ページ「1-3 多様な主体による見守り・支え合い体制の充実」の「(3) 民間業者などとの連携・協力」として、「NPO法人や法人格を有しない福祉団体との連携を検討し、多様な組織同士による協働のネットワークの輪を構築する取り組みを推進します。」と「社会福祉法人連絡協議会と連携し、地域の生活・福祉課題の解決を図ります。」という事業を新たに掲載しております。続きまして、96ページ「2-2 福祉人材の育成と活動支援」の施策の方向の「(1) ボランティアの育成」に「特に、今後必要性が高まる災害ボランティアの登録人数の増加や育成に重点的に取り組みます。」と掲載しております。ボランティア事業については、社会福祉協議会のボランティアセンターが行っているもので、改めて社会福祉協議会に伺いましたら災害ボランティアの登録人数や育成について太子町は遅れをとっている部分があると意識されており、来年度以降強化していきたいとお聞きしたので掲載しております。町の取り組みとしては、「認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりをめざし、認知症を正しく理解し、

認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）を増やす活動に取り組みます。」と「自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応・連携を図ることのできるゲートキーパーの養成に努めます。」という事業を新たに掲載しております。太子町に自殺対策計画がありますが、そちらとの連携を図るために新たに掲載しております。先ほどの災害ボランティアについては、評価指標のところで人数を増やしていきたいと掲載しております。続きまして、100ページ、「3-2 サービス提供基盤の確保」の町の取り組みで「ひきこもりサポート事業において、ひきこもり状態にある対象者の実態把握を踏まえ、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努めます。」というところで、社会福祉協議会に委託事業として実施しておりますので新たに掲載しております。104ページ「4-1 成年後見制度の利用促進」につきまして、成年後見制度利用促進基本計画としてこちらの地域福祉計画に盛り込み掲載させていただくこととしました。他課にまたがっていますが、主に高年介護課と社会福祉課で行っている事業になります。計画策定の趣旨として、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活などに支障がある人達を社会全体で支え合うことが、社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人達を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていません。こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月に公布され、同年5月に施行されました。利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置などが規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めることとされています。成年後見制度の施策については、高齢者の施策について今まで記載があったところが、地域福祉計画ができることで高齢者だけの施策ではなく、障害のある方も関係していることから、より上位の計画に盛り込む方が適切であろうということで今回内容を盛り込んでおります。促進していきたいという内容で、105ページの相談件数が参考になるかと思います。権利擁護については、令和元年から3カ年、件数としては大きくは変わっていません。権利擁護のうち成年後見の相談は半分くらいを占めております。成年後見の町長申し立てについては、3カ年のうち高齢者は1件、障害者は2件あり、何年かに1回は町長申し立てが必要で親族の方が動けない高齢者や障害者がいらっしゃるということ、日常生活自立支援事業は社会福祉協議会の事業にな

りますが、成年後見まではいかずともお金の出入金であったり、簡単な手続きの支援を行うサービスで低価格なので利用しやすく利用者数がコンスタントにあるということと令和元年から令和3年にかけて少し増えているのと、活動件数については、令和元年では73件であったところ令和3年には123件とかなり増えています。相談が多いことや、生活支援員の人数がほとんど変わっていないので社会福祉協議会の負担が少し増えているかと思えます。106ページ以降については、成年後見制度の実施する事業内容を書いておりまして、町の取り組みとしては判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいないなどの理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、成年後見の町長申し立てを行います。また、その必要な報酬を負担することが困難な人については、後見人等の報酬の助成を行うことにより利用促進を図ります。日常生活自立支援事業について、「社会福祉協議会と連携して制度の啓発を図る。」などを掲載しております。107ページ、評価指標の活動指標の成年後見制度利用者数については、神戸家裁からデータをもらい、掲載しております。目標値として令和11年度には30人と率としてはかなり伸びていますが、高齢社会や、地域共生社会に基づき利用者は増えていく一方だろうと見受けられます。市民後見制度も行っていますので、そういったところも踏まえながら事業を展開していく必要があります。109ページ、「4-2 虐待防止対策の強化」の取り組み内容として、「地域ネットワーク構成員による虐待対応研修や個別ケース検討会議への助言・指導を図ります。」「児童虐待の予防を目的とした地域ネットワーク活動についての講演会や研修会などを開催します。」「虐待初期対応マニュアル、事例集などを作成して周知を図ります。」と掲載しています。事業としては明記していませんが、社会福祉法人に委託しており、今年の9月から新たな事業を展開しているところで、私たち職員も行っている事業ですが、かなり対応が複雑化で件数が増えており町だけでは担えない事業になってきていることから社会福祉法人に委託をすることでより広い範囲で訪問回数も増やしていけることを見込んで、事業を行っておりまして、その委託先にケース会議に出ていただくことや、講演会や研修会などを開催することを今年度から来年度以降も行う予定にしておりますので、掲載しております。事業内容については以上となりまして、114ページ以降は資料編として用語の解説を新たに加えております。新たな内容を中心とした計画の説明は以上になります。誤字脱字等については、最終的に会長と修正確認して直させていただくようにします。

蔵屋会長

説明員の方の説明が終わりました。これから質疑をお受けいたします。質

武田委員	疑や意見はございませんか。 前回、ご提案させていただいた SDGs や社会福祉協議会、NPO、町民の役割等を盛り込んでいただいているかなというところで、読み込むのが大変なところではあるんですが、計画としては非常に充実したまとまりのある内容ではないかと読ませていただきました。文言のところで確認ですが、1 目が、93 ページ、社会福祉法人連絡協議会は法人連絡会のところでもおっしゃっていた、どれにしようかというところで最終的に統一されるということではよろしかったですか。
説明員	はい。
武田委員	ありがとうございます。あと、97 ページ、全体として評価指標を設けられたというところも、計画立案したけれどもその後そのままということもよく問題になるが、そういったところで指標であったり、担当部署を明確に入れられたりと非常にいいと思うのですが、災害ボランティアの登録人数のところ、研修をして登録をするということではよろしかったんですね。令和 3 年から令和 11 年の 8 年で増えているのが 2 人ということですが、何年に 1 人というイメージでしょうか。
説明員	まだ、悩んでいるところですが、何年に 1 人とかだとわかりやすかったのですが、増やしていきたいというお話を社会福祉協議会からいただいたものの、具体的な方向はまだ決まっていない状況で、登録人数につきましてもどの人たちを登録人数にするかあいまいな部分があるようでもう少し詰めていきたいところです。
武田委員	最終的にまた変わるということですね。町の計画で掲げるには 8 年経って 2 人しか増えていないというのはどうかと。基準が明確でないのなら、逆にこの部分を抜いてもいいのではないかと思います。いずれにせよ、人材育成のところ、今後、専門人材の確保はどの分野でも大変になるというところで、おそらくかなり苦勞するのだろうなというところで、やはり町民の皆さんの力をどのように汲んでいくかということが重要になると思います。そういったところでも具体的な部分が身になるような計画になるようにしていただきたい。あと、今後この先で困難だろうと思うのは、不登校の問題とひきこもりの問題と先ほどの専門人材の確保、このあたりが地域福祉計画にぶら下がっている各計画の中でもより具体的なものが求められるのかなと思いますので、その辺はぶら下がりの計画に期待するというか、そちらでより明確なものというところに譲る感じで意識としてはよろしかったでしょうか。もう一点、こちらの町は生活保護の人数も低い状況で、生活困窮の問題は、他の地域と比較すると非常に少数になってくると思いますが、災害と含めて居住支援というのは町として問題になっていることは

説明員	ないのでしょうか。
武田委員	居住支援の事業については、県が行っている事業の委託先がありますので、もし、そういった相談があった場合はそちらにおつなぎしている状況です。 具体的にハードルはないということですね。私たちが関わっているところでは色々と町や課を超えていくと色んなハードルがあつて事実上使えないといった状況があつたりするのですが、災害とも含めてそういったところがカバーできていることであれば結構かと思います。人数的なところも含めてそんなに多くないのであれば、わざわざ計画の中で大きく取り上げるというのも個別対応できるのであれば、大きな柱等で文言にする必要性もないのかなと思いますので、そういうことであれば結構です。全体的には私の方からは以上です。
蔵屋会長 福本委員	他にございませんか。 74 ページの基本理念のところですが、「誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、共に支え合うまち」の「よう」を取って「安心して暮らせる、共に支え合うまち」にした方が町にとってきっちり取り組んでいきますよという意志の強さが現れると思います。他の計画からとったというのであれば教えていただきたいと思います。
説明員 蔵屋会長 浪花委員	おっしゃるとおりなので、「よう」は除かせていただきます。 他にございませんか。 私は健康福祉事務所の地域保健課で働いていますが、先ほど言われたようにひきこもりや、不登校の問題は非常に大きいと思います。太子町はひきこもりの方の居場所づくりにも頑張っていていただいておりますので、それを盛り込んだ内容にしていると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。
蔵屋会長	他にございませんか。他にないようでしたらこれで質疑を終わります。議題1はこれで終了します。ここで、説明員交代します。 (説明員入れ替え)
蔵屋会長	再開します。議案2「太子町地域保健推進計画（第3次）・太子町食育推進計画（第2次）」について、説明員より説明をお願いします。
説明員	前回審議会においては、骨子案を中心に提示させていただきましたが、今回は計画全体を整え、述べさせていただきます。まず、この計画ですが、太子町における健康づくり、食育に各分野の目標や方向性を定めた計画となります。それでは、ページを開いていただき、目次をご覧ください。 第1章から第7章で構成しておりまして、この計画の前計画が今年度4年度をもって終了となることから、前計画の評価項目の達成度や、住民アンケ

ート、統計などから明るみとなった太子町の現状と課題に対応した新たな計画を策定するものです。計画期間は令和5年度から令和14年度の10年間です。第2章は「住民の健康・食を取り巻く現状」第3章は、前計画の評価、第4章は、今回計画の目指す方向、第5章は、地域保健推進計画（第3次）で四つの柱とし、第6章は食育推進計画（第2次）で二つの柱としております。柱ごとに行動目標、取り組みの方向性、評価項目の決定をしております。第7章は、計画の推進体制で本計画をより実効性のあるものとしていくため指標により進捗状況を把握し、進捗管理を行っていきたいと考えております。それでは、担当より計画の方策及び取り組みの方向性を中心にご説明いたします。

太子町地域保健推進計画（第3次）の施策展開についてご説明いたします。86ページをご覧ください。施策展開にあたり、分析した統計データやアンケート結果、前回計画の評価につきましては、第2章から第3章に掲載しております。また、現状の分析については78ページから81ページに記載しております。その内容を簡単にご説明しながら施策展開を説明させていただきます。まず一つ目、「妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援」について説明させていただきます。こちらの方は、保育園の数や各種サービスは増え、子育て環境は改善していますが、子育てに自信の持てない保護者の割合は増加、相談相手や育児の協力者の割合は横ばいであることから、核家族の増加や子育て世代の女性の就労率が上昇していることからサポートが必要であるにもかかわらず、家族間のサポートが得られにくく、育児不安を抱える保護者が増加しているのではないかと考えます。一方で、就労されている保護者は増えているんですけれども乳幼児健診の受診率は上昇していることから、取り組みとしては、健診の機会を大切にしてい、保護者の不安やニーズ把握を行い、ニーズに応じた講座の実施や平日仕事で来館や電話が難しい保護者のために SNS を活用した相談の実施など相談しやすい環境整備などを行う必要があると考えます。また、子育てをしている人が孤立しないよう、地域ぐるみで育児を支えられる体制を整えるため、関係機関と協力し、育児支援に関わる人の支援者の資質向上させる取り組みを行っていきたいと考えております。続きまして、89ページの2番「からだの健康づくり」につきまして、説明させていただきます。小学生においては、肥満が増加していますが、成人期においては、標準体型の方が増加しています。また、メタボリックシンドロームの予防のために取り組みをしている人の割合も増加しております。近年、コロナ禍において、成人期においては健康意識が逆に高まったのではないかと考えます。ただ、子どもにおいては屋外で体を動かす機会が減少するなどが肥満が増加する一因ではない

かと考えます。運動習慣についてアンケートをとったところ、歩数を把握している人が増加していることからスマホやウェアラブルデバイス、時計型のものをつけられたりとかそういったものの普及の影響が大きいと考えます。またコロナ禍において、自宅で YouTube を見ながら運動する人が増えたためか、球技やラジオ体操をしている人が減少し、逆に筋トレやヨガを実施する人が増加しています。社会情勢の変化に伴い、運動習慣についても変化が見られるため、今後は ICT などを活用して運動習慣の促進に努めたいと考えます。91 ページをご覧ください。「たばこ・アルコール対策の推進」について、喫煙・飲酒についてはともに成人期の状況が改善しておりますので、未成年者に対して健康教育を実施して、喫煙や飲酒を経験をする前から喫煙や多量飲酒を防止できるよう努めていきたいと考えます。93 ページをご覧ください。「主体的な健康づくりに向けた町民意識の向上」では、各種健診について、町の健診で同時受診が難しい乳がん・子宮がん検診の退職後の女性の受診率が急激に減少しています。職場健診ではオプション検査扱いのがん検診の受診率が低いなどが課題として上がりました。また、前計画時と比べアンケートの結果が、未受診理由や受けようと思う方法を求めたところ無回答が急増しまして、特に何の理由もなく受診されない人が増加しているのではないかと考えました。医療費の上位、死因の上位は生活習慣病やがんで占めていることから、健診で早期発見、早期治療、重症化予防が可能であるので、取り組みとして、対象者の職業や年齢に応じ、対象者に届きやすい方法で情報発信を行い、申し込みや受診をしやすい環境を整えていくことが必要であると考えます。また、若いうちから病気の怖さや予防の方法について知ってもらうために、学校や教育委員会と連携を図り、思春期から自らの健康を管理できるよう知識の普及を行っていきたいと考えています。続いて 96 ページをご覧ください。「歯及び口腔の健康づくり」につきまして、歯の健康については、歯磨きの頻度や補助用具の使用、乳幼児期・学齢期のむし歯のない子の割合など全体的に改善しています。特に、定期健診受診率や歯磨きの頻度は 20 歳代から 30 歳代の女性でかなり高くなっており、ホワイトニングや歯列矯正など審美歯科への興味関心の影響が大きいのではないかと考えます。乳幼児健診においては、2 歳で全員に歯科検診を開始したことで、3 歳児の齲蝕が減少しています。若い世代の歯科への意識が向上していることから、若い年齢の方が高齢期まで定期健診が継続できるよう働きかけを行うとともに、今回のアンケートの結果、定期健診の受診率が低い 40 歳代以降において世代別に興味のある内容を含め健康教育を行うとともに、かかりつけ歯科医を持って定期的に検診を受診できるよう働きかけていきたいと思います。続きまして、98 ページをご覧ください。

い。「こころの健康づくり」につきまして、「うつ病のサイン」をよく知っている人の割合は前回のアンケートと比較して改善していますが、職種や年齢によって知っている人の割合はかなりばらつきがあり、特に50歳以上の男性や主婦、無職の方、学生の方で知っている人の割合は低い数値となっています。過去に鬱と感じたことのある人の割合は逆に増加しており、年齢では30～50歳代が高くなっているのと、職業別でみると、公務員・会社員、派遣社員・会計年度任用職員などで高い割合になっています。20歳代においては、鬱と感じたことがある人が少ないのですけれども、そもそも鬱のサインや相談窓口を知らないと回答している人の割合が高く、心療内科への相談については、年齢が若くなるほど「相談しない」と回答した人の割合が多くなっています。若い年齢の方ほど抑うつ状態になっても正しい行動がとれない可能性があると考えます。また、「管理職」という立場が多いと思われる50歳代男性で鬱のサインを知らない方が多かったことから、取り組みとしては、企業での管理職等を対象とした健康講座の実施や、普段地域に居られるお仕事されていない方や主婦の方の鬱を知らない方の割合が高かったことから地域での見守り体制を強化することを目的とし、家に居られる方や地区組織を対象としたゲートキーパー養成講座の実施、若い世代、特に中学生や高校生は精神的に不安定になりやすい思春期世代への学校や教育委員会と協力した、健康教育の実施や相談窓口の紹介を行っていきたいと思います。続きまして、100ページをご覧ください。「健康危機事案への対応」について、今回の改訂から新たに追加した内容になります。災害時に起こりうる健康危機や感染症、食中毒などについての取り組みについて掲載しております。健康危機につきましては、従前から住民の方への知識の普及を行うとともに、万が一のときにすぐに対応ができるように、さわやか健康課としても配布資料やマニュアルの整備を行って、随時見直し更新を行っていくことを記載させていただいております。簡単ではございますが、以上で地域保健推進計画（第3次）の説明を終了させていただきます。

続きまして、太子町食育推進計画(第2次)の説明をさせていただきます。102ページをご覧ください。地域保健推進計画と同様に、分析した統計データやアンケート結果、前回計画の評価につきましては第2章から第3章に掲載しております。また、現状の分析については、81ページから82ページに記載しておりますのでまた、ご確認ください。前回計画では、食育推進計画を「栄養・食生活」「食の安全・安心」「食文化の継承」「地産地消の推進」の4本柱で策定しておりましたが、今回の2次計画では2本柱に変更しております。前回の審議会では、県の計画に沿って3本柱にするとお話ししておりましたが、さらにまとめて2本の柱にさせていただきました。1つ目の

柱について、「健全な食生活の推進」ということで、行動目標を3つ掲げております。「毎日食べよう朝ごはん」「主食・主菜・副菜をそろえてごはんを食べよう」「適正体重を維持しよう」の3つです。今回アンケート結果からも出ておりますように朝食摂取率が下がっておりますので、朝ごはんをしっかりと食べようということを目標の1つとして掲げさせていただいています。子どもの肥満、若い女性のやせ、壮年期のメタボ、高齢期のフレイル予防などいろんな問題はあるのですがいずれも突き詰めて考えていくと言いたいことは同じで、まずは、主食・主菜・副菜をそろえてバランスよく食べていただくこと、太り過ぎない、痩せ過ぎない、適正体重を維持することの2つになるかなということで、この2つを行動目標として策定しております。「朝ごはんを食べよう」という項目につきましては、摂取率の増加を目指した取り組みを推進していきたいと思っております。主食・主菜・副菜をそろえて食べる割合についても、ほぼどの食事でも減少傾向にあります。主食も主菜も副菜もそろえている割合は減っておりますので、まずは朝食を毎日食べることを目標として、食べている人は少しでも主食・主菜・副菜の3つをそろえて食べられるようにそろえていきたいということを目標に普及啓発していきたいと思っております。肥満ややせの割合につきましては、成人の肥満の割合は減少していましたが、小学生の肥満の割合は増加しておりました。特に20歳代男性の肥満者の割合は減少していましたが、30歳～70歳代の男性の肥満者は3割程度どの年代の方もいらっしゃいましたので、30歳代から60歳代男性の肥満者の減少を目標としております。また、前回計画の掲載にはなかったんですが、高齢者のフレイル予防の観点から、日本人の食事摂取基準2020年度版に記載されている65歳以上の目標とするBMIである21.5～24.9の割合の方を増やすため、70～80歳代以上のBMI21.5未満の者の割合を減らすことを目標として掲げております。適正体重を目指すことにつきましても、学校や子育て学習センター、集団健診や高齢者の通いの場などの人が集まる場所を活用した普及啓発や情報提供を行いたいと思っております。以上の行動目標を妊娠期から高齢期までの各ライフステージに合わせて、切れ目なく一体的に食生活についての情報提供や普及啓発を実施していきます。続きまして、105ページをご覧ください。食育推進計画の2つ目の柱が「持続可能な食を支える食育活動の推進」としております。行動目標としては、「地産地消を推進しよう」「地域の伝統的な食文化を継承しよう」「食を選択する力を身につけよう」「災害時にむけて食の備えをしよう」の4つとしております。前回計画ではそれぞれ別の柱で作っていたものをひとつにまとめました。地産地消の推進につきましても、みそやいちじくの認知度が上がっていたのですけれどもそれ以

	外の項目はあまりあがっていなかったり、また新たにネギや山椒など地域の特産物がありますので、こういったものの認知度を図っていくよう取り組んでいきたいと考えております。「地域の伝統的な食文化を継承する、については、太子町の特産品を使った料理を郷土料理として取り入れている人の割合やまた一般的な行事食を取り入れる人の割合を増やすことを目標に掲げております。前回計画にも記載しておりますが、太子町では郷土料理に該当するものが少ないため、特産品であるみそやいちじくなどを使った料理や、地域でとれる旬の食材を使った料理を中心として普及啓発していくことを目標としております。「食を選択する力を身につけよう」につきましては、前回計画にあった食の安全・安心の部分に、兵庫県の食育推進計画にも記載がある食品ロスを減らすよう心掛ける人の割合を増やすことなどを追加して、食を選択する力を身につけようということを目標にさせていただきます。合わせて、食品長寿を目指す割合を増やす目標としております。最後の「災害時にむけての食の備えをしよう」につきましては、第5章の「4 健康危機事案への対応」にも災害時についての記載はありますが、食の内容に特化して食育計画部分に記載しています。また、県計画にも記載があるように、災害時でも健康に過ごせるよう、食の備えをすることを目標に、災害時の食に関する知識と技術(ローリングストック法など)を防災訓練や保健事業などを活用し普及啓発していきます。以上で太子町地域保健推進計画(第3次)・太子町食育推進計画(第2次)の説明を終了します。なお、誤字脱字などの文言の精査につきましては、事務局と会長の確認をもって最終確認とさせていただきます。
蔵屋会長 龍田委員	説明がおわりましたので、これより質疑をお受けしたいと思います。 まず、16 ページの歯科検診の実施状況ですが、これは兵庫県の調査であって太子町の値ではないということですね。
説明員 龍田委員 説明員	兵庫県に報告している太子町の受診人数になっております。 太子町の受診人数で太子町の結果と理解すればいいですね。 40 歳から 70 歳の 10 歳刻みで無料クーポン券を配布しておりますので、それを使用した方の人数と、後期高齢になる 75 歳のときの保険証と同時に歯科の無料検診の受診券を送っておりますので、そちらの使用人数を記載させていただきます。
龍田委員 説明員	パーセンテージは分かりますか。 過去 3 カ年であれば分かります。ただ、75 歳のところに入っている人数が後期高齢者全体で 75 歳の方だけにお送りしてるのですけれども、75 歳以上の方も 75 歳時に使われなかったら利用可能なので後期高齢の 75 歳だけに関しては、パーセンテージは出せない状況になります。令和 3 年度です。

	受診率に関して各年代で出していないのですが、40 歳から 70 歳でクーポン券を発行した人が 1,850 名ありまして、受診者が 141 名の 7.6%、令和 2 年度 40 歳から 70 歳でクーポン券を発行した人が 1,822 名、受診者が 132 名で 7.2%、令和元年度クーポン券をお配りした人が 1,897 名、受診者 156 名の 8.2%になっております。今回の資料がコロナ禍の影響で再勧奨ができていない時になりますので、受診率が、全体的に低下しております。
龍田委員	今年はまた再開する感じですか。
説明員	はい。今年度は、現在再勧奨のはがきを作っております。
龍田委員	わかりました。もう 1 点ですが、74 ページの現状と課題の項目の「20 歳～30 歳代への歯科保健事業を実施できない」と書いてあるが、確かに 1 歳半から高校生までは強制的な歯科検診が受けられていて、また 40 歳から 75 歳は太子町の歯周病検診が受けられているということで、20 歳から 30 歳代が手薄になっていると思っているが、97 ページに「青年期・成人期への取組」に書いてあるんですけれども、具体的に事業計画はどう思われているのか説明をお願いしたいのですが。
説明員	まだ 10 年の計画で 10 年先まで具体的に決っているのかといえば決っていませんが、20 歳～30 歳代の歯科に対して、女性の方すごい審美歯科への知識が高くなってきたなというのはあるのですが、受けられてない方もいらっしゃると思いますので、妊娠中に歯周病が口腔内にいた場合に、胎児に影響したり、今後の生活習慣病に影響したりするので、来年度から妊娠中の方に助成券を発行させていただき、妊婦の方、今までも、健康教育として母子手帳をお出しするときに、妊娠中期、安定期に入られたらおながが大きくなるまでに、子育て期に入ってしまうとなかなか自分のことはしにくくなるので、早目に一度受診してチェックをしてもらって治療可能な分は早くしてくださいということはお伝えしていたのですけれども、そこにはなかなか費用助成がつかなかったのですが、来年度からは費用助成をつけて、受診促進を図っていきたいと考えております。
龍田委員	わかりました。最後に国からの施策で国民皆歯科検診という感じで施策として、取り組もうとしてるのですけれども、太子町で、何か計画とかあれば教えていただきたい。
説明員	まだ具体的なことが何もおりてきておりませんので、申し上げられないです。
龍田委員	はい。わかりました。以上です。
会長	他にございませんか。
浪花委員	食について、資料の 20 ページですが、西播磨圏域につきましては、7 市町とも糖尿病が非常に高い地域となっております、今後も糖尿病に取り

説明員	組んでいきたいと考えているところですが、太子町の令和 3 年度を見ましても兵庫県が被保険者 1,000 人当たり 145.2 人ところが太子町は 181.3 人と高い状況にあります。西播磨圏域全部、7 市町とも高い状況ですが、太子町においても、そのような傾向があるということと、説明の中でも、子どもの肥満度が高くなっているというところで 63 ページを見させていただいたら、細かい評価が載っているんですが、説明にあったように、小学生の方の肥満度が 20% 以上の方の実績が増えている。朝食を食べる人の割合が減っている、それからバランスが評価 D になっているところが多いところで、やはり食生活という今後の将来に与える影響が大きいところがあるので、ゆくゆくは糖尿病予防にもなっていくし、健康づくりのうえで非常に大切なところなので、幼少期からの食育というところが非常に大切なと思うんですけれども、親への食育であるとか、子どもへのというところで具体的に考えてらっしゃるところがあったら教えていただけたらと思います。 前回計画の 64 ページにも記載しておりますとおり、前回の計画から年々方法を変えて食育事業、コンサートを試みたり、レシピコンテストを試みたりしていたのですが、なかなか評価が、D 判定が多い結果になっておりますので、成果につながりにくかったかなというところが今回の反省点として上げております。普及啓発や周知は引き続きしていくのですが、今まで実施していただいた参加型の教室、皆さん自由に来てくださいという教室では、参加者が少なかったり、意識が高い人ばかりが来てしまうことも多かったもので、これからは学校だったり、もともとある団体とか教室に介入させていただいて、そこでいろんな方にお話しとか周知をしていく方法を検討しております。今、SNS とかが増えておりますので、その辺を活用した普及啓発を行っていく予定としております。なるべく食のことを学んだり、事業の中に入れてもらったり、リーフレットを配ったりということちょこちょこ入れることで自然に健康になれる食環境づくりを推進していきたいと思っております。朝ごはんについても、食べる割合はぐっと下がっていたというところもあるのですが、紙面の都合で計画自体には記載はできてないのですが、ホームページに掲載しているアンケートの結果には、朝食の摂取率と起床時間と就寝時間のクロス集計グラフを掲載しております。大人だけになるのですが、その結果、やはり朝起きる時間が遅いほど朝ごはん食べている割合は低く、寝る時間が遅いほど、朝ごはんを食べている割合が低いということがでておりましたので、夜の過ごし方も合わせて、周知をしていきたいなと思っております。朝ごはんを食べない理由についても、1 番は時間がない、2 番は食欲がない、3 番は食べる習慣がないという順番で多かったもので、夜遅くまで起きていることで朝
-----	--

	起きられない、また夜に食べてしまったり、飲んでしまったりすることで朝も起きられないし、食欲もないというようなことも考えられるので朝ご飯をしっかりと食べる、朝おなかが空いた状態で朝を迎えるためには早く寝る、晩ごはんはできるだけ早めに、できたら 8 時までには済ませるなど、夜の過ごし方も合わせて周知を図っていきたいと考えております。
浪花委員	ありがとうございます。
蔵屋会長	他にございませんか。
福本委員	食育のところで、102 ページは、朝ごはん、次のページは、朝食とあるのですが、朝ごはんというのは、米食のことでしょうか。
説明員	米にはこだわってないのですけれども。
福本委員	「ごはんを食べよう」主食、主菜、副食と明記していますが、パンでもかまわないということですね。
説明員	バランスがとれていればパンでもごはんでもどちらでもいいと思います。
福本委員	素人的には、米食推進のように思えたので、特に意見はないのですが、そういうイメージがあるので。
説明員	文言を「朝食」にそろえさせていただきます。
蔵屋会長	こういうのは、受け取る側がどう感じるかっていうのが大事だと思いますので、福本委員が言われたことは大事だと思います。他にございますか。ないようでしたら、これで質疑を終わります。予定しておりました案件の審議はこれで終了いたします。これで本日の審議会を閉会したいと思います。委員の皆さまには、本審議会の円滑な運営にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。以降の進行を事務局にお返しします。
事務局	それでは、事務局より今後の日程を連絡させていただきます。今日ご審議いただいた各計画に対して、幅広く町民の皆さまの意見を反映するためにパブリックコメントを実施します。期間は、12 月 27 日火曜日から 1 月 26 日木曜日までの 31 日間としております。町のホームページ、各地区公民館、社会福祉課、さわやか健康課の窓口にて公表して、意見募集を行います。パブリックコメントにより計画内容に修正があった場合には、第 3 回審議会に諮らせていただきます。第 3 回審議会におきまして、各計画の最終審議をお願いしまして、答申を出していただく予定をしております。なお、第 3 回の保健福祉審議会の開催につきましては、本日お預かりした回答により、2 月 28 日火曜日午前 10 時から議会棟 1 階全員協議会室で開催させていただきます。2 点目としまして、本日の会議録につきましては、作成でき次第、各署名委員のお二方に校正をお願いして、署名をいただきますに回らせていただきますので、よろしくお願いいたします。3 点目と

	しまして、委員報酬につきましては、お届けいただいております金融機関口座へ、後日振り込ませていただきますので、ご確認ください。事務局からは、以上です。何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。ないようでしたら、これで本日の審議会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。
--	---

太子町保健福祉審議会規則第4条の規定によりここに署名する。

令和 5 年 2 月 21 日

署名委員 浪花 いづみ

署名委員 長谷川 節男